

## 株 主 各 位

大阪府中央区北浜二丁目4番6号

大阪証券金融株式会社

取締役社長 堀 田 隆 夫

### 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよこび申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますからご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討下さいまして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、来る平成21年3月27日（金曜日）午後5時20分までに当社に到着するよう折返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

日 時 平成21年3月30日（月曜日）午前10時  
会 場 大阪府中央区北浜二丁目4番6号 大証金ビルディング6階会議室

#### 会議の目的事項

##### 決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 第三者割当による優先株式発行の件

以 上

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出下さい（なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主1名に限ることとさせていただきます。）。

株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.osf.co.jp/>）に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1 変更の理由

- (1) 安定した事業運営のため、自己資本の充実による財務の健全性の維持、強化を図るための必要な資金を調達することを目的として優先株式を発行することを可能とするため、優先株式に関する規定を新設するとともに、これに関連する規定の新設・変更を行うものであります。
- (2) 平成16年6月9日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券電子化」)に伴い、これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものであります。また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります。
- (3) 株券電子化に伴い当社の業務内容に変更が生じることから、当社の目的の一部変更を行うものであります。

#### 2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 〔 略 〕 (目的)	第1条 〔 現行どおり 〕 (目的)
第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 (1)～(5) 〔 略 〕 (6) 有価証券の保管に関する業務  (7)～(9) 〔 略 〕	第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 (1)～(5) 〔 現行どおり 〕 (6) 有価証券の <u>管理および保管</u> に関する業務 (7)～(9) 〔 現行どおり 〕
第3条～第5条 〔 略 〕	第3条～第5条 〔 現行どおり 〕
第2章 株式 (発行可能株式総数)	第2章 株式 (発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>9,450万株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>10,950万株とし、普通株式および優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、9,450万株および1,500万株</u> とする。

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 [ 略 ]</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2 当社は、第7条の規定にかかわらず、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主 (<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)~(4) [ 略 ]</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 [ 略 ]</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 [ 略 ]</p> <p>3 当社の株主名簿 (<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 [ 略 ]</p>	<p>[ 削 る ]</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 [ 現行どおり ]</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>普通株式および優先株式のそれぞれにつき、100株とする。</u></p> <p>[ 削 る ]</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)~(4) [ 現行どおり ]</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 [ 現行どおり ]</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 [ 現行どおり ]</p> <p>3 当社の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 [ 現行どおり ]</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
〔 新 設 〕	<p align="center">第 2 章 の 2 優 先 株 式 ( 優 先 配 当 金 )</p>
〔 新 設 〕	<p>第12条の2 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、優先株式1株につき年14円の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を本定款において「優先配当金」という。）（ただし、平成21年3月31日を基準日とする優先配当金については、優先株式1株につき0円03銭とする。）を行う。ただし、当該事業年度において第12条の3に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>2 ある事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
〔 新 設 〕	<p>(優先中間配当金)</p> <p><u>第12条の3 当会社は、第41条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき7円の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を本定款において「優先中間配当金」という。）を行う。</u></p>
〔 新 設 〕	<p>(残余財産の分配)</p> <p><u>第12条の4 当会社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき200円を支払う。</u></p> <p>2 <u>優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p>
〔 新 設 〕	<p>(議決権)</p> <p><u>第12条の5 優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有する。</u></p>
〔 新 設 〕	<p>(優先株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等)</p> <p><u>第12条の6 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。</u></p> <p>2 <u>当会社は、優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u></p> <p>3 <u>当会社は、優先株主には株式無償割当て、または新株予約権の無償割当ては行わない。</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p style="text-align: center;">〔 新 設 〕</p>	<p>(取得条項)</p> <p><u>第12条の7</u> 当社は、平成26年4月1日以降の日で、優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日（以下「取得日」という。）に、優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社はこれと引換えに、優先株式1株につき、200円に経過配当金相当額（優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日の前日までの日数（初日および取得日の前日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）をいい、当該事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。）を加算した額を金銭にて支払う。</p> <p>2 一部取得をするときは、按分比例の方法または抽選により行う。</p>
<p style="text-align: center;">〔 新 設 〕</p>	<p>(除斥期間)</p> <p><u>第12条の8</u> 第42条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条～第19条</p> <p style="text-align: center;">〔 略 〕</p> <p style="text-align: center;">〔 新 設 〕</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条〔現行どおり〕</p> <p style="text-align: center;">第3章の2 種類株主総会</p> <p>(種類株主総会への準用)</p>
<p style="text-align: center;">〔 新 設 〕</p>	<p><u>第18条の2</u> 第15条、第16条および第18条の規定は種類株主総会に準用する。</p> <p>2 第14条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p>
<p style="text-align: center;">〔 新 設 〕</p>	<p>(種類株主総会の決議方法)</p> <p><u>第18条の3</u> 種類株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>第20条～第43条〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>2 <u>会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第19条～第42条〔現行どおり〕</p> <p>附 則</p> <p>第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除するものとする。</u></p>

## 第2号議案 第三者割当による優先株式発行の件

### 1 優先株式発行の理由

当社は、証券市場に良質・低利な資金を安定的に提供することを目的として設立された金融機関であり、「金融商品取引法」に基づく免許を受け、証券市場を金融面から支えるという、公共性、専門性の高い業務を担っております。また経営実績としましては、経常利益は昭和25年の創立以来、今日にいたるまで黒字を継続しており、昨今の世界的な株式市場、金融市場の混乱による、当社株券レボ取引の取引先の破綻やビジネスローンにかかる貸倒引当金の計上等から、遺憾ながら多額の特別損失が発生いたしました。今後は、原点に立ちかえり、創業時以来の社会的使命「証券のための金融、証券による金融」を役職員一同再認識し、企業価値の向上に邁進いたします。

このような状況を踏まえ、皆様のご信頼に応えられるように、今後当社はリスク管理体制を見直し、業務の効率性を追求することで、更なる企業価値の向上に努める所存であります。そのためには、安定した事業運営のため、自己資本の充実による財務の健全性の維持、強化を図ることが必要であるとの認識から、今回の第三者割当による優先株式を発行したいと存じます。

なお、当社は以下に記載の優先株式の払込金額については公正妥当なものと認識しておりますが、念のため、払込金額が割当先にとって特に有利な金額である場合に必要となる株主総会の特別決議によるご承認をお願いするものであります。

また、本議案は、第1号議案 定款一部変更の件が承認されることおよび関係法令に基づき必要な手続きが完了していることを条件としております。

## 2 発行要領

### (1) 募集株式の種類

大阪証券金融株式会社第一種優先株式（以下「本優先株式」という。）

### (2) 募集株式の数

15,000,000株

### (3) 募集株式の払込金額

1株につき200円

### (4) 払込金額の総額

3,000,000,000円

### (5) 申込期日

平成21年3月30日

### (6) 払込期日

平成21年3月31日

### (7) 増加する資本金および資本準備金に関する事項

増加する資本金の額は1,500,000,000円（1株につき100円）とし、増加する資本準備金の額は1,500,000,000円（1株につき100円）とする。

### (8) 発行方法

第三者割当の方法により割り当てる。

割当先および割当株式数

割 当 先	割当株式数	払込金額の総額
野村ホールディングス株式会社	5,000,000株	1,000百万円
株式会社ODKソリューションズ	2,500,000株	500百万円
エフピーエム株式会社	2,500,000株	500百万円
岩井証券株式会社	1,500,000株	300百万円
エス・エヌベンチャーキャピタル株式会社	1,500,000株	300百万円
財団法人資本市場振興財団	1,000,000株	200百万円
上田八木短資株式会社	500,000株	100百万円
株式会社大阪証券取引所	500,000株	100百万円
合 計	15,000,000株	3,000百万円

(9) 優先配当金

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された本優先株式を有する株主（以下「本優先株主」という。）または本優先株式の登録株式質権者（以下「本優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本優先株式1株につき年14円の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を本要領において「本優先配当金」という。）（ただし、平成21年3月31日を基準日とする本優先配当金については、本優先株式1株につき0円03銭とする。）を行う。ただし、当該事業年度において(10)に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

ある事業年度において、本優先株主または本優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が本優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、本優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(10) 優先中間配当金

当社は、当社定款第41条(注)に定める中間配当を行うときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき7円の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を本要領において「本優先中間配当金」という。）を行う。

(11) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき200円を支払う。

本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、のほか、残余財産の分配は行わない。

(12) 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は、本優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より本優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。

(13) 優先株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。

当社は、本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当社は、本優先株主には株式無償割当て、または新株予約権の無償割当ては行わない。

(14) 取得条項

当社は、平成26年4月1日以降の日で、本優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日（以下「取得日」という。）に、本優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社はこれと引換えに、本優先株式1株につき、200円に経過配当金相当額（本優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日の前日までの日数（初日および取得日の前日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）をいい、当該事業年度中に本優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。）を加算した額を金銭にて支払う。

一部取得をするときは、按分比例の方法または抽選により行う。

(15) 除斥期間

当社定款第42条(注)の規定は、本優先配当金および本優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。

(16) 詳細の決定

上記の他、本優先株式の発行に関し必要なその他一切の事項は当社代表取締役に一任する。

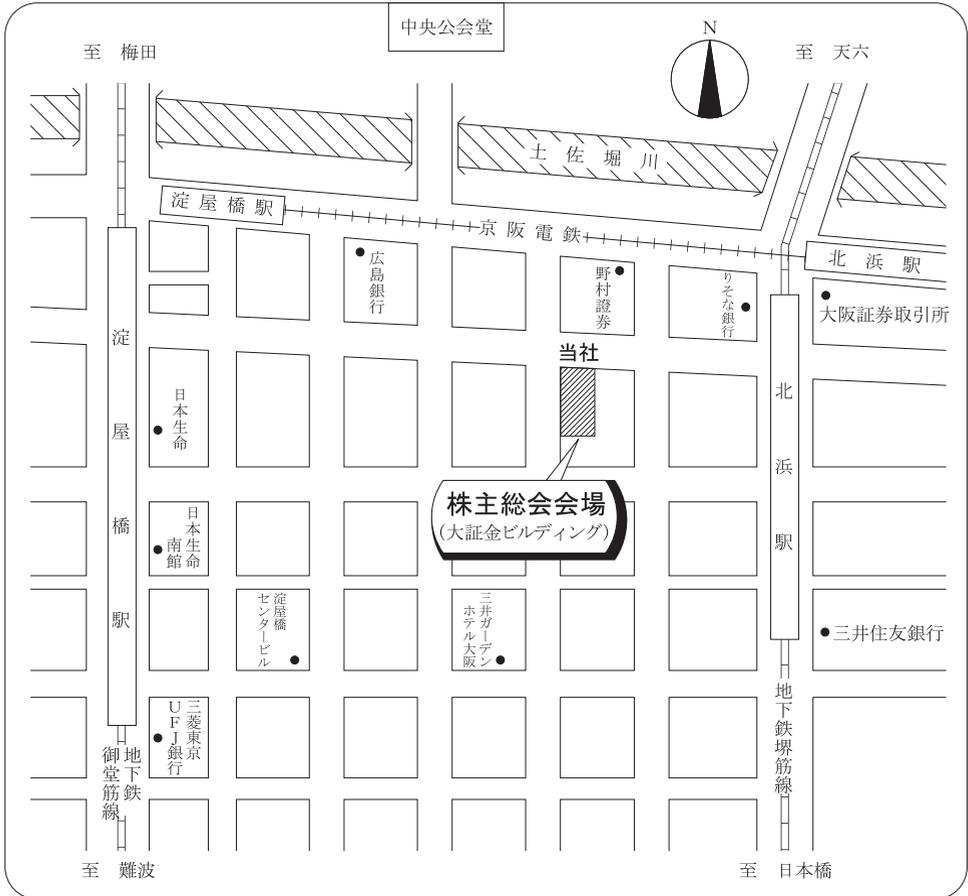
(注) 上記(10)および(15)に記載の定款の条文は、第1号議案 定款一部変更の件が承認された場合における変更後の条文であります。

以 上



# 株主総会会場ご案内略図

大阪市中央区北浜二丁目4番6号  
大証金ビルディング6階 会議室



交通機関 京阪電鉄 「北浜駅」下車 徒歩約5分  
地下鉄(堺筋線) 「北浜駅」下車 徒歩約5分  
地下鉄(御堂筋線) 「淀屋橋駅」下車 徒歩約10分

なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承  
下さいますようお願い申し上げます。